

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、市場原理に則り公正かつ透明に、株主・投資者はもとより経済社会全体に対して社会的責任を果たしながら、継続的に企業価値を高め、ていくことを基本方針としている。そのため、株主の基本的な権利を尊重するとともに株主を平等に扱い、また株主以外の利害関係者との円滑な関係を構築し、更にはすべての利害関係者に迅速かつ正確な情報開示が行えるよう、取締役会、監査役会による経営の監督機能を充実させる。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	4,290,785	20.00
QBB持株会	1,418,422	6.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	992,988	4.63
住友信託銀行株式会社	853,000	3.98
塚本 哲夫	452,166	2.11
六甲バター従業員持株会	446,541	2.08
みずほ証券株式会社	401,053	1.87
住友生命保険相互会社	398,000	1.86
塚本 晴之	397,040	1.85
エムエステイ保険サービス株式会社	390,000	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 大阪 第二部

決算期 12 月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 12名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤本 吉孝	他の会社の出身者		○	○		○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
藤本 吉孝		その他関係会社の使用人である	会社経営および総合商社での豊富な経験により、海外の酪農業界に関する幅広い情報と高い見識を有し、当社の経営体制強化のための確かな助言が享受できる。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人が実施する本社、出先機関及び子会社の各種監査に監査役のうち1名が同行するとともに、監査責任者及び監査従事者から監査役全員に対し年1回監査実施結果の報告説明を行った上意見交換をしている。

社外監査役の選任状況 選任している

2名

社外監査役の人数

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
今津 龍三	他の会社の出身者					○			○	
佐藤 容子	弁護士								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
今津 龍三		当社の製品販売を含む食品卸会社の代表取締役	食品業界に精通し、食品の取り扱い、商慣行等に関する法令違反等の是非判断ができる
佐藤 容子	○	佐藤法律事務所所属弁護士	コーポレートガバナンス制度等におけるコンプライアンス面での是非判断ができる。また、同氏は法律の専門家であり、客観的な立場から当社の業務執行に対する監査を行うことが可能であると判断している。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

変化の激しい経営環境のもとでは、取締役報酬を業績に連動させることが必ずしも取締役に対するインセンティブ付与とはならない。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容
 社内取締役の報酬総額 15名 205百万円
 社内監査役の報酬総額 2名 26百万円

社外監査役の報酬総額 2名 5百万円
計 237百万円

(注)1. 上記のほか使用人兼務取締役の使用人給与相当額71百万円を支払っている。
2. 上記の報酬総額には、平成24年3月29日開催の第88回定時株主総会において付議した役員に対する賞与支給予定額50百万円が含まれている。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

適宜に監査役会を開催し、常勤監査役が入手した情報等を報告及び説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会の事前審議機関として、常勤取締役で構成する「経営会議」があり経営全般にわたる様々な検討を行い、業務執行の迅速化をはかっている。これには常勤監査役も出席し、取締役の監督をするとともに、適宜、提言や助言を行なっている。
・当社は、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」企業をめざしており、社内に「品質保証委員会」を設置し、それぞれ担当専務を責任者にし、社長はじめ各部門の責任者で構成されており、品質の向上を常に追求し続けている。
・業務を執行する公認会計士は清水万里夫、石田博信の2名で、補助者は公認会計士4名、会計士補8名であり、いずれも新日本有限責任監査法人に所属している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成される監査役会の機能と社外取締役の登用による取締役会の機能の強化により、経営に対する透明性が高まり、経営の監視機能が十分に発揮されるものと判断している。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

法定期限より3日以上早い発送を心がけており、今後更に早期発送を確立したい。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

IR資料のホームページ掲載

有価証券報告書及び半期報告書並びに四半期報告書については直近9年分、決算短信(連結・個別)においては直近10年分を掲載しており、その他の開示情報についてもタイムリーに掲載している。

IRに関する部署(担当者)の設置

IR専門部署はないが、経理部にて対応している。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社の本社、稲美工場及び長野工場において、ISO14001の認証取得し、製品の開発から製造工程において活動を行っている。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「内部統制システム構築の基本方針」について、次のとおり定めている。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令・社内規定を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定める。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けての基本方針の策定、社内体制及びルールを整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進する。
また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たない。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索及び閲覧可能な状況でもって定められた期間、保存・管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
「リスク管理規程」を定め、事業上のリスク管理に関する方針の決定並びにリスク管理体制の整備、構築を行う。また重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的かつ適切な対策を策定、実行する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定をする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。また年次経営計画を策定し、全社目標並びに部門目標を設定するとともにその進捗管理を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理及び内部統制に関する担当部門を定め、関係部門と連携し、子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて子会社への指導・支援を行う。また子会社との不適切な取引又は会計処理を防止するため、必要に応じて当社の内部監査室、経理部、関係会社管理部門が連携して対応する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制。
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令並びに「監査役会規則」及び「監査役会基準」等に基づき、監査役会に報告する。また前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求める。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議の他、販売会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役会及び使用人に説明を求める。また代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効率的な監査業務の遂行を図る。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価および有効性向上のための取り組みを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、次のとおり決議している。
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たない。



